

【例言】

- 1 本書は、「重要文化財 旧美敷水源地水道施設保存整備基本計画」の報告書である。
- 2 本計画の策定は、平成19年度から平成20年度までの2ヶ年に行った。
- 3 本計画は、国指定重要文化財である「旧美敷水源地水道施設」の保存整備について、指定物件である建造物と土地を含めた、水源地全体の保存整備のための長期的な方針を定めるものである。
- 4 本計画は、「重要文化財旧美敷水源地水道施設保存整備基本計画検討委員会」を設置して、検討を行い、策定したものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、文化庁及び鳥取県教育委員会文化財課の指導・助言を得、地区住民・鳥取市水道局・鳥取県東部総合事務所治山砂防課等の協力を得た。
- 6 本書の編集は、鳥取市教育委員会文化財課が担当した。